

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	消防チーム
------	-------

一般消費者等の数の増加の認可

根拠条文

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

第33条 保安機関は、その保安業務に係る一般消費者等の数を第29条第3項の数の範囲を超えて増加しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、その認定をした経済産業大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。

同法施行規則第35条

法第33条第2項の規定により一般消費者等の数の増加の認可を受けようとする保安期間は、様式第15による申請書に第30条第2項第1号から第3号までに掲げる書類を添付して法第29条第1項の認定をした経済産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

審査基準

「損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置」の判断基準は、保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（以下、保安業務告示という。）第1条、第4条による。

「保安業務資格者の数」については、保安業務告示第2条によって算定した数をうわまわっていること。

「保安業務用機械の数」については、保安業務告示第3条によって算定した数をうわまわっていること。

その他、保安機関の認定について（改正平成9年11月20日 平成09.09.29立局第5号）を判断基準とする。

（当該告示及び通達は、消防チームで閲覧できます。）

標準処理  
期 間

標準処理期間	標準処理期間の内訳				備 考
	受 付		処 理		
10日	機 関		機 関	消防チーム	
	期 間		期 間	10日	